

一般財団法人大阪住宅センター
適合証明業務約款

(総則)

第1条 申請者(以下「甲」という。)及び一般財団法人大阪住宅センター(以下「乙」という。)は、法令、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の定める業務方法書及び事務処理に関する諸規程等を遵守し、この約款(申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。)及び一般財団法人大阪住宅センター適合証明業務規程(以下「業務規程」という。)に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。

(甲の責務)

第2条 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の適合証明業務(以下「業務」という。)の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)の計画、施工方法、その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

2 甲は、乙が業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

3 甲は、乙が対象住宅の機構が定める基準への不適合を指摘した場合、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

4 甲は、乙が定める「適合証明業務手数料規定」(以下「手数料規定」という。)に基づき算定され、引受承諾書に記載された額の手数料を、第5条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。

(乙の責務)

第3条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに行わなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務の実施方法について説明を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。

(業務期日)

第4条 乙の業務期日は、次の各号掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 一戸建住宅の設計検査業務

・引受日から10営業日以内

(2) 共同住宅の設計検査業務

・引受日から20営業日以内

(3) 中間検査業務

・中間現場検査実施日から5営業日以内

(4) 竣工現場検査業務・適合証明業務

・竣工現場検査実施日又は建築基準法第7条第5項若しくは同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写しの提出があった日のいずれかの遅い日から5営業日以内

(5) 上記以外の物件検査等・適合証明業務

・現場調査実施日から5営業日以内

- 2 前条第4号において、住宅の品質確保の促進等に関する法律に定める建設住宅性能評価書を活用して竣工現場検査を行う場合の業務期日は、引受日又は建設住宅性能評価書の交付日のいずれか遅い日から5営業日以内とする。
- 3 乙は、甲が第2条に定める責務を怠ったとき、その他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、業務期日を延長することができる。

(手数料の支払期日)

- 第5条 甲の支払期日は、申請受付日の翌日から5日以内とする。支払期日が土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間の場合はその翌日とする。
- 2 前項に規定するほか、乙が承認した場合においては、支払期日を変更することができる。
 - 3 甲が、手数料を支払期日までに支払わない場合には、乙は、設計検査に関する通知書、中間現場検査に関する通知書又は竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(以下、「合格通知書」という。)を交付しない。この場合において、乙が適合証明を交付しないことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めを負わないものとする。

(支払方法)

- 第6条 甲は、当機関が指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。
- 2 甲は前項にかかわらず乙が承認した場合においては、その承認した方法に基づき支払うことができる。

(計画の変更)

- 第7条 甲は、合格通知書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更するときは、軽微な変更の場合にあっては、速やかに乙に対して変更に係る部分の関係図書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項に規定する以外の計画の変更の場合にあっては、改めて乙に申請しなければならない。

(甲の解除権)

- 第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
- (1) 乙が、正当な理由がなく、業務を第4条に規定する業務期日までに完了せず、又は、その見込みのない場合
 - (2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
 - 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。
 - 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は損害を受けているときはその賠償を乙に請求することができる。

- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また手数料が未だ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、手数料を第5条に定める支払期日までに支払わない場合
 - (2) 甲が、この契約に違反したことに付き、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還しない。又、当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求することができる。この場合、乙はその契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の免責)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わない。

- (1) 甲の提出した申請図書に虚偽の記載があり、それに基づいて業務が行われたとき
- (2) 甲の都合により、現場検査予定日に検査が行えず、改めて検査予定日を甲乙協議して定めるとき

(秘密保持)

第9条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
- (1) 公的な機関から開示を求められた場合
 - (2) 既に公知の情報である場合
 - (3) 甲が、秘密情報でない旨を書面で確認した場合

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。